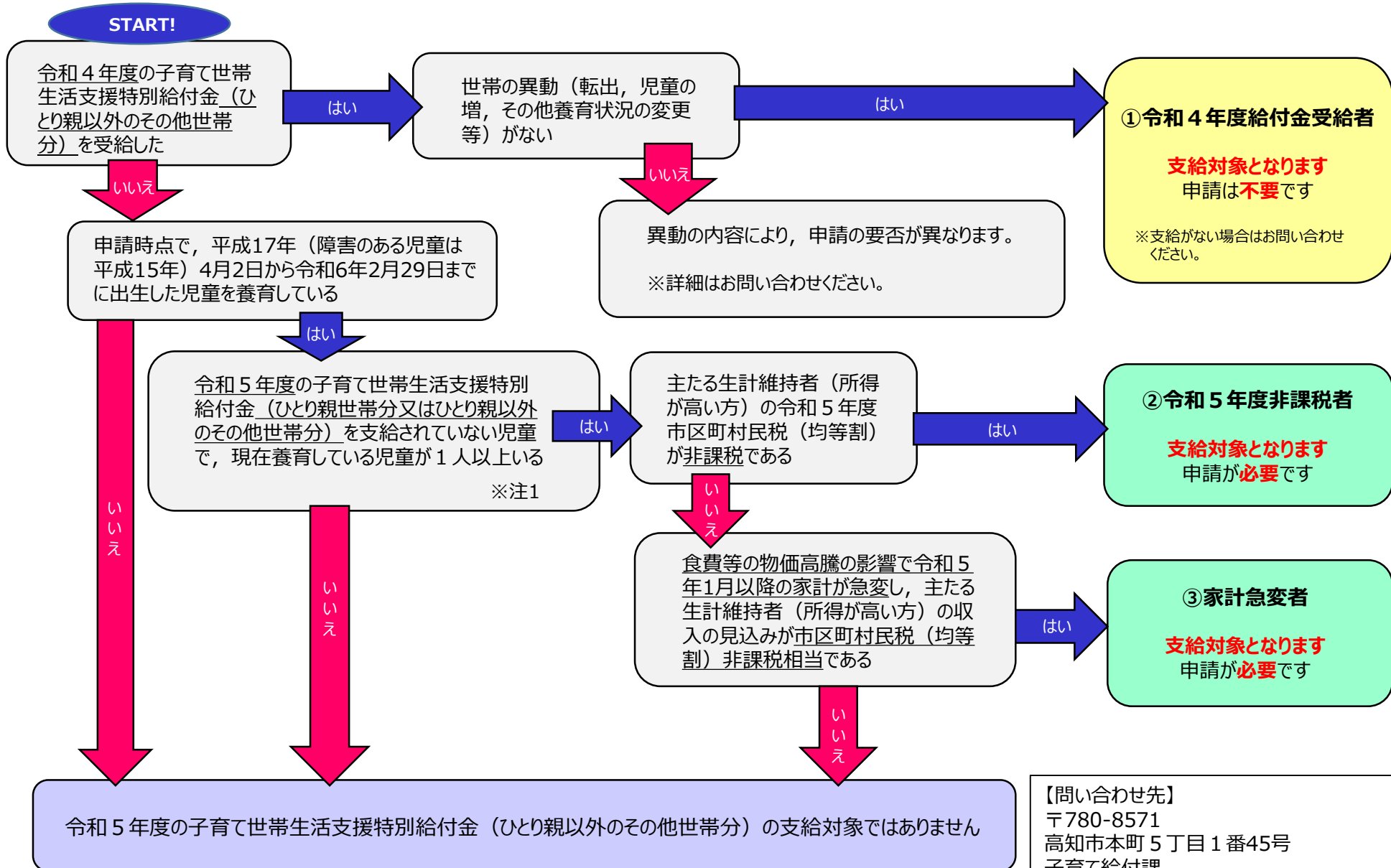


令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 フローチャート【ひとり親以外のその他世帯分】



※注1：既に令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象となった児童については、ひとり親以外のその他世帯分の支給対象にはなりません。
当該児童について、離婚後新たに養育することになった場合等は、ひとり親世帯分での申請が必要です。

【問い合わせ先】
〒780-8571
高知市本町5丁目1番45号
子育て給付課
子育て世帯生活支援特別給付金窓口
電話番号：088-823-9447
受付時間：平日8時30分～17時15分